

社会福祉法人おうみ福祉会 役員等報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おうみ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬の額、費用弁償の額は、次のとおり支給するものとする。ただし、支給を辞退された場合は支給しない。

- (1) 報酬、費用弁償については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に基づき、旅費等（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
 - 2 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。
 - 3 旅費等は、原則として事前に概算額を支払い、出張終了後清算する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金を手渡しする。

- 2 理事長の報酬については、職員給与支給日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 本規定の改正にあたっては、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第7条 以上定めるものの他、必要な事項は理事会で決定する。

附則

この規程は、2017年6月10日から施行する。

別表1 (役員等の報酬、費用弁償額)

(1) 評議員

	日額	費用弁償
評議員会への出席	4,000円	1,000円

(2) 理事

	日額	費用弁償
理事会等会議の出席	4,000円	1,000円

(3) 理事長

	日額	費用弁償
理事会等会議の出席	4,000円	1,000円
上記の他、法人業務のための出勤	1,000円	1,000円

(4) 監事

	日額	費用弁償
評議員会・理事会等会議への出席 監事監査等への出席	4,000円	1,000円

(5) 評議員選任・解任委員

	日額	費用弁償
評議員選任・解任委員会会議への出席	4,000円	1,000円

別表2 (旅費)

	日額
交通費	おうみ福祉会職員旅費支給規定に準ずる
日当 (宿泊を伴う場合のみ)	2,000円
宿泊料	9,000円